

## 岡山県立大学動物実験指針

動物実験は、今日の医学、栄養学等生物学の研究活動を支える重要な手段として科学の発展、人類の福祉・健康の増進に計りしれない恩恵をもたらしている。動物実験を行うにあたっては、自然科学における研究の一般原則に従い、再現性の得られる諸条件を整理して実施されなければならない。このため、実験動物の飼育環境と使用に関しては、適切な条件を必要とする。また、人と実験動物相互にとっての生活環境の保全に留意することはもちろんであるが、動物実験を行う際には科学上はもとより、動物福祉上の観点から適切な動物及び実験方法の選択が必要である。実験動物への配慮はすでに「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、平成17年6月22日一部改正）」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）」が制定された。岡山県立大学では、学内で実施されるすべての動物実験がこれらの基本的要件を満たすものでなければならないとの認識に立ち、ここに岡山県立大学動物実験指針を以下のように定める。

### 第1 目的

この指針は、岡山県立大学（以下「本学」という）において動物実験を計画及び実施し、並びに実験動物を飼育・管理する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉の観点から適正な動物実験の実施と実験動物の管理を促すことを目的とする。

### 第2 研究機関長の責務

- 1 研究機関の長は理事長であり、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有する。
- 2 理事長は適正な動物実験等の実施に必要な措置を講ずる。
- 3 理事長は動物実験等を行う者から動物実験計画の提出を受け、その計画について承認を与える、または与えないことができる。
- 4 理事長は、動物実験計画の履行結果について報告を受け、指針の遵守状況を把握するとともに、必要に応じ適正な動物実験等の実施に向けた改善措置を執る。

### 第3 適用範囲

この指針は、本学において行われるすべての動物実験に適用する。

### 第4 動物実験委員会

- 1 本指針の目的を達成するため、岡山県立大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という）を置く。理事長が審査機関として、動物実験委員長に権限を委嘱する。
- 2 動物実験を実施しようとする者（実験者）は、委員会が定める様式に従って動物実験計画書を作成し、委員長に申請して、その許可を得なければならない。
- 3 遺伝子組換え動物を使用する実験の実施に当たっては、委員会の許可に加えて岡山県立大学遺伝子組換え実験安全委員会の承認を必要とする。

#### 第5 動物実験室利用者委員会

- 1 動物実験室利用者委員会（以下、「利用者委員会」という）を置き、利用者相互の連絡、動物実験室の維持管理・運営に務める。動物実験室に室長を置き、室長は保健福祉学部長をもって充てる。
- 2 利用者委員会は「岡山県立大学動物実験室の構造及び動物の利用に関する基準（別紙1。以下「動物実験室利用基準」という）に従い、動物実験室の病原微生物検査、適正な運用に関する必要な連絡、並びに実験者の教育を適宜行うものとする。委員長は利用者委員会の互選とする。委員会は岡山県立大学の利用登録者のうち専任教員をもって組織する。

#### 第6 実験動物の搬入及び飼育管理

- 1 実験動物搬入等の申請は、動物実験計画書の承認を得た後に可能となるが、搬入等に際しては搬入申込書を動物実験委員会へ提出し、その許可を得なければならない。
- 2 実験者は、動物実験室への動物搬入時から実験終了時に至るすべての期間にわたり、動物実験室利用基準に基づき、適切な処置をしなければならない。

#### 第7 適正な実験操作

実験者は、麻酔等の手段によって、実験動物に無用な苦痛を与えないよう十分に配慮しなければならない（「苦痛の分類」及び「麻酔薬等」については別紙2及び別紙3-1～3-2を参照）。

#### 第8 実験終了時の処置

- 1 実験者は、実験を終了した動物に対して、適正な処置を行わなければならない（「安楽死」については別紙4及び付表1～付表4を参照）。
- 2 実験者は、動物の死体等の最終処理に至るまでの間、人の健康及び生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならない。

- 3 実験者は実験の終了後、報告書を作成して動物実験委員会に報告しなければならない。動物実験室長は委員会の助言に基づき、必要に応じて改善措置を講ずる。

## 第9 生活環境の保全

- 1 実験者は、物理的、化学的に危険な物質を用いる動物実験等においては、これらに関連した規則等を遵守するとともに、動物実験委員会の指示に従わなければならない。
- 2 動物実験室利用基準に従い、動物実験に係る施設等の管理者、実験者は、実験動物の汚物等の適切な処置を行い、施設を常に清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、生活環境の保全に努めなければならない。なお、動物実験室の周囲の汚染防止については、その状況に応じて、格別の注意を払わなければならない。
- 3 遺伝子組換え動物の室外への搬出に際しては堅固で漏出、逃亡、その他拡散しない構造の容器に入れて、実験室で密閉してから搬出しなければならない。

## 第10 施設、設備、組織の整備

動物実験室長は動物実験が適正かつ円滑に実施されるよう動物実験室などの設備を整備するとともに、その管理、運営に必要な組織体制の整備を図らなければならない。

## 第11 その他

この指針に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、動物実験委員会が別に定める。

動物実験室長は、動物愛護に配慮した科学的な動物実験などの推進を図るため、指針等ならびに規定等への適合性に関し、定期的に自己点検・評価を行う。また、当該機関等以外の者による検証を行うことを考慮する。自己点検・評価等の記録は、規定等に従って一定期間保存する。

動物実験室長は、規定等に基づき機関等における動物実験等に関する情報について、個人情報や研究情報の保護および正当な企業活動への影響に配慮しつつ、それぞれ適切と判断された方法で公開を行い、当該機関等における動物実験等に係わる情報の社会的透明性の向上に努める。

## 附 則

この指針は、平成19年4月1日から実施する。

この指針は、関連する研究領域の進展や社会状況の変化、関連法令の改正等に対応するため、必要に応じて見直しを検討する。

岡山県立大学動物実験室の構造及び動物の利用等に関する基準

(動物実験室の構造)

1. 構造・設備

- (1) 床，内壁，天井及び附属設備は，清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
- (2) 野生マウス及びハエ，蚊等の害虫の侵入を防止する構造であること。
- (3) 過度なストレスがかからないような明るさ，温度及び通風が保たれる構造であり，又はそのような状態に保つための空調設備を備えていること。
- (4) ケージ等の洗浄及び消毒に必要なスペース，器具及び設備を備えていること。
- (5) 実験室と外部との連絡箇所は一カ所とし，ドアは二重ドアもしくはネズミ返しを設けること。
- (6) ケージを置く棚等が過密にならず適切に配置されるスペースがあること。

(動物の管理の方法等)

1. 実験者

動物実験室を使用できる者は，本学の教職員及び学生，その他動物実験室長が使用を認めた者の中で承認を受けた動物実験計画書に登録されている者とする。動物実験室は，教育・研究に必要な小動物の飼育ならびに小動物を用いる実験のために使用するものとする。

2. 実験者の登録

実験者はあらかじめ実験動物利用に関する講習を受け，年度ごとに所定の様式による登録の申請をし，利用の許可を受けなければならない。

- (1) 新規実験者の申請は，利用者委員会で受け付け，登録を行うこととする。
- (2) 実験者は，動物の維持に伴う費用として，年間登録料 50,000 円を教員研究費から負担するものとする。ただし，登録料は動物数，利用頻度に応じて増額する場合がある。
- (3) 実験者は，動物実験室で動物を飼育期間中は，緊急時などの連絡場所を明らかにしておくこととする。

3. 実験計画書の作成

- (1) 動物実験を実施しようとする者は，動物実験委員会が指示する様式に従って動物実験計画書を作成し，動物実験委員会に申請して，その許可を得なければならない。

- (2) 遺伝子組換え動物の使用にあたっては、動物実験委員会の許可に加えて岡山県立大学遺伝子組換え実験安全管理委員会の承認を受けなければならない。

#### 4. 動物の購入

- (1) 動物実験計画書の承認を得た者が動物を搬入しようとするときは、動物種及び利用匹数を記載した「動物搬入申込書」を動物実験委員会へ提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 感染事故の発生を防ぐため、マウス・ラットについては SPF (specific pathogen free) 動物とする。なお、飼育中の動物（主にマウス、ラット）の病原微生物モニタリングは年3回程度の実施とする。

#### 5. 動物の維持

- (1) 衛生上、マウスはチップ等の入ったプラスチックケージを、ラットは専用ケージを利用し、過密にならないよう配慮する。目安として、通常の市販ケージの場合、ラットは3匹/ケージ、マウスは5匹/ケージ程度とする。
- (2) ケージ交換を行う。目安として、マウスは1回/週程度とする。ケージ交換を定期的に行わず、汚れたケージのまま放置されているような場合は、動物実験室長はその利用者の使用を取り消すことがある
- (3) 動物実験はすべて動物実験室の中で行う。
- (4) ケージ等の洗浄・消毒等を行う。利用者は、実験室内では、オートクレーブにより滅菌したケージおよび下敷きを使用することとする。また、使用済みのケージについては、各自責任をもってオートクレーブにより滅菌後、飼育ラックに返却することとし、外部からの実験用具、使用済みケージを持ち込む場合も同様とする。  
なお、オートクレーブにより滅菌できない実験用具については、備え付けの消毒装置で滅菌処理を行うこととする。
- (5) 実験室内の清掃を常に行い、整理整頓に注意する。マウスの飼育にあたっては、その多少にかかわらず使用中の洗浄ユニット棚の清掃(主として床敷の清掃)を週に1度、曜日を指定して行う。

なお、動物実験室内の備品を室外へ持ち出してはならない。

#### 6. 屍体処理

実験者は、実験動物の屍体については、保管ノートに必要事項を記入のうえ、室内の冷凍庫で動物種ごとに保管することとする。

なお、冷凍庫での保管動物は、ウサギ1匹、ラット5匹、マウス20匹を単位として処理することとする。屍体は、総社市における廃棄物の分類に従って適正に処理する。